

令和 6 年度第 2 回尾張西部圏域保健医療福祉推進会議会議録

日時 令和 7 年 1 月 22 日 (水)
午後 2 時から午後 2 時 44 分まで
場所 一宮市保健所 4 階 大会議室

発言者	発言内容
事務局 (清須保健所次長)	委員の皆様がそろわれましたので、只今から、令和 6 年度第 2 回尾張西部圏域保健医療福祉推進会議を開催させていただきます。 私は、会議の進行を務めさせていただきます清須保健所次長の河野と申します。よろしくお願いします。 開会にあたりまして、清須保健所長の栗木からごあいさつ申し上げます。
事務局 (清須保健所所長)	清須保健所長の栗木でございます。開会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。 本日は、皆様には、大変お忙しい中、尾張西部圏域保健医療福祉推進会議に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。 また、日頃、皆様には、それぞれのお立場で、保健医療福祉行政の推進に格別の御理解と御支援をいただきまして、ありがとうございます。重ねて厚く御礼申し上げます。 年末からインフルエンザの警報が続いており、高止まりしている状況にあります。年明けからは、高病原性鳥インフルエンザが常滑市で発生しまして、今までに 12 例を対応し、殺処分数は 1,439,000 羽を予定しています。鶏卵の値段の問題もありますが、鳥インフルエンザは、感染症法では 2 類の感染症に該当します。日本では該当ありませんが、人に感染すると大変なことになりますので、注意していきたいと思います。 さて、本日の保健医療福祉推進会議は、愛知県地域保健医療計画に定めます二次医療圏における、保健、医療、福祉に関する施策につきまして、円滑かつ効果的に実施するために、御意見を承るとともに、関係者の皆様方との更なる連携を図ることを目的といたしまして、年 2 回開催しているものです。 本日は、地域災害拠点病院の指定に向けた進め方についてを議題として議論をお願いするとともに、4 つ

事務局 (清須保健所次長)	の報告事項を用意しています。 新たな地域災害拠点病院の指定につきまして、直近では、令和 5 年 3 月に開催しました令和 4 年度第 2 回の当会議で指定に向けた進め方を確認していただきまして、令和 5 年 10 月に開催しました令和 5 年度第 2 回の当会議において、当地域の意見を集約していただきました。その結果を県の方に報告しまして、令和 6 年 4 月 1 日に稲沢市民病院が地域災害拠点病院に指定されている経緯がございます。 今回は、一宮西病院から意向が示されましたので、御協議をお願いするというものになっています。 令和 6 年には、元日に能登半島地震が発生し、9 月には奥能登集中豪雨、本県においても、台風第 10 号による広域的な大雨といった大きな災害が頻発した 1 年でありました。 本県では大規模災害時に浸水区域に残された人々をボートやヘリコプターにより救助する際に必要となる海拔ゼロメートル地帯における広域防災活動拠点を 4 か所整備する事業を進めています。この内、日本最大の海拔ゼロメートル地帯である木曽三川下流域では 2 か所の整備が進められているところです。 このような海部地域に隣接する当地域の特性を踏まえまして、災害発生時における迅速な初動体制と発災直後から中長期にわたって災害医療を提供できる地域災害医療体制の整備、強化を目指していきたいと思っています。 地域の誰もがより健康で、安心して暮らせる社会の実現を目指しまして、皆様方の御協力をいただきたいと思いますので、限られた時間ではありますが、活発で忌憚のない御意見、御提言をいただきますようお願いいたします。開会のあいさつとさせていただきます。本日は、よろしくお願いいたします。 次に資料の確認をさせていただきます。 事前に、会議次第、出席者名簿、配席図、資料 1、資料 2-1、資料 2-2、資料 3 から資料 6、参考資料 1 から参考資料 4、資料配付のみの資料 2 種類及び開催要領を配付させていただきましたが、出席者の変更がありましたので、当日差し替え資料としまして、出席者
--------------------------	---

事務局 (清須保健所次長)	名簿及び配席図を机上に配付させていただきました。 資料の差し替えをお願いします。 また、本日、当日配付資料といたしまして、2024年度清須保健所事業概要、令和6年度尾張福祉相談センター事業概要及び一宮児童相談センターの令和6年度版児童相談のあらましを机上に配付しています。 不足している資料がございましたら、お知らせくださるようお願いいたします。よろしいでしょうか。 次に本日の出席者ですが、御出席いただきました皆様を御紹介するのが本来ですが、時間の関係から御手元の出席者名簿に代えさせていただきます。 また、本日の会議運営についてですが、感染拡大防止の観点から、委員の皆様が発言される際に、事務局からのマイクのお届けを見合わせていますので、恐れ入りますが、発言の際には、地声でゆっくりと発言していただきますようお願いいたします。 筆記用具につきましては、机上に配付していませんので、御理解をよろしくお願いいたします。 ペットボトルのお茶に関しましては、お持ち帰りいただきますことに御協力をお願いします。 次に、傍聴者について、本日は2名となっています。 それでは、会議に入らせていただきますが、会議の傍聴につきましては、御手元の傍聴心得を遵守していただきますようお願いいたします。
事務局 (清須保健所次長)	次に、議長の選出です。 本会議の議長につきましては、配付しています当会議の開催要領第4条第2項により出席者の互選により決定することになっています。 特に御異議がなければ、一宮市医師会長の櫻井様にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。
事務局 (清須保健所次長)	【異議なし】の声あり ありがとうございます。出席者の皆様の総意として、一宮市医師会長の櫻井様に議長をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

議長 事務局 (清須保健所次長)	ただいま、議長として指名を受けました櫻井です。よろしくお願いいたします。 それでは、これから議事に入りますが、その前に委員の出欠状況及び本日の会議の公開・非公開の取扱いについて、事務局から説明をお願いします。 開催要領第4条第3項に基づき委員の出欠状況につきまして、報告いたします。 本会議の構成員の人数は、20名です。 午後2時現在の出席委員数は15名、欠席委員数は5名となっています。 以上のことから、開催要領第4条第3項に規定されている委員の過半数の出席がなされていることを報告します。 また、当会議は、開催要領第5条第1項により原則公開となっています。 したがって、全て公開で行いたいと思います。 なお、本日の会議での発言内容、発言者名につきましては、後日、愛知県のホームページに会議録として掲載することになっていますので、あらかじめ御承知くださるようお願いいたします。
議長	事務局からの報告のとおり、本会議は、委員の過半数の出席がなされていることを確認しました。 また、事務局から説明があったとおり、全て公開で議論したいと思います。
議長	それでは、議題に入ります。議題(1)災害拠点病院の地域災害拠点病院の指定に向けた進め方について、事務局から説明をお願いします。
事務局 (清須保健所課長補佐)	清須保健所の岡部です。議題の災害拠点病院の地域災害拠点病院の指定に向けた進め方についてです。資料1の災害拠点病院の地域災害拠点病院の指定に向けた進め方についてを御覧ください。 現在、尾張西部区域には、資料の4現状の1行目に所管区域の市町がありますが、種類は別にしまして4つの災害拠点病院があります。今回は5か所目の指定に向けてとなります。5の背景としまして、(1)に南海

トラフ巨大地震発生時の被害想定、津波といった予測から隣に海拔ゼロメートル地帯が全域に広がっている海部区域があり、こちらが支援する側に位置付けられるため、海部区域の支援対応を含めた体制整備が求められています。

なお、資料の次の(2)県防災安全局では、このゼロメートル地帯においての浸水被害から県民の命を守るため、ボート船着き場やヘリポートなどを備える※4にあります広域防災活動拠点の整備が海部区域の愛西市内、弥富市内の2か所で進んでいます。

また、(3)の11ある各災害所管区域の災害拠点病院が有する一般病床を人口1万人当たりの病床数で比較すると、尾張西部区域は20.8で、県平均の28.8を下回っており、県内11区域では下から2番目の状況にあります。

(4)の当初の県の災害拠点病院の指定に対する整備目標は達成されていますが、その後、令和4年度から地域の実情に応じて、追加で指定することも可能となりました。

以上のことから、災害時の海部区域の支援の役割等もあり、尾張西部区域においては、現在の4つの災害拠点病院では心もとない状況があると考えています。資料1枚目に戻りまして、このような中、以前より、一宮市内の一宮西病院が災害拠点病院の地域災害拠点病院の指定に意欲を示されています。

災害拠点病院とは、災害時における医療救護活動の拠点となる病院です。この病院は、被災現場において応急救護を行う医療救護所や救急病院、救急診療所等との円滑な連携のもとに、重症患者の適切な医療を確保することを目的としています。

資料の2になりますが、災害拠点病院には3つの種類があります。基幹災害拠点病院、地域中核災害拠点病院、そして地域災害拠点病院です。これらの病院は、御覧のとおり、それぞれ異なる役割と機能を持っており、当区域では、資料の(2)の地域中核災害拠点病院には、一宮市立市民病院及び総合大雄会病院、(3)の地域災害拠点病院には、厚生連稲沢厚生病院及び稲沢市民病院が指定されています。今回は、(3)の地域災害拠点病院の指定に向けてとなります。

	地域災害拠点病院は、基幹災害拠点病院や地域中核災害拠点病院以外の病院で、地域の災害医療体制を強化する役割を担います。具体的には、次の要件を満たす必要があります。 恐縮ですが、後ろに付けています参考資料 2 の (1) になりますが、主なものとして、24 時間緊急対応体制で、災害発生時に被災地内の傷病者等の受入れ及び搬出を行うことが可能な体制を有していること。広域災害救急医療情報システムの EMIS の利用で、被災地からの傷病者の受入れ拠点となること。DMAT の保有と派遣体制で、災害派遣医療チームの DMAT を保有し、その派遣体制があること。救命救急センター又は第二次救急医療機関であること。 指定に向けてになりますが、初めの資料 1 に戻りまして、2 枚目の 6 (2) を御覧ください。地域災害拠点病院の指定に向けた進め方は、次のステップで進められます。 始めに、地域の関係機関との協議を開始します。清須保健所及び一宮市保健所が、一宮西病院から説明等を受けたうえで、一宮市、稲沢市、清須市、北名古屋市及び西春日井郡豊山町に関係する医師会、災害拠点病院、行政機関等と協議を開始していただきます。 続きまして、地域災害医療部会において、災害時の地域における医療調整に関する意見を聴取します。 続きまして、地域災害医療部会で賛成となった計画については、こちらの圏域保健医療福祉推進会議で地域の意見を集約します。 続きまして、集約した地域の意見を愛知県医療審議会 5 事業等推進部会へ提出し、意見を聴きます。 そして、最終的に知事の災害拠点病院としての指定を受け、その後に尾張西部構想区域地域医療構想推進委員会において、具体的対応方針の役割の協議を予定しています。説明は以上です。
議長	ただ今の説明について、御意見、御質問等がございましたら、お願いします。よろしいでしょうか。
議長	社会医療法人杏嶺会から何か追加する意見等はございますか。

社会医療法人杏嶺会 理事長	特にありませんが、津島の方面の地域は、医療があまり強くない地域であり、一宮西病院は、よく津島地域からの救急車による救急受け入れもあり、その辺りのきちんとしたバックアップをしなくてはならない気持ちも強くありますので、災害拠点病院の指定を取りたいと思っています。御理解の程をよろしくお願いいたします。
議長	事務局から説明があった背景に則した考え方です。一宮市医師会も災害時の医療救護所のあり方を考えているところですが、それには、各病院の御協力をいただかななくてはならないところです。今後、御検討をよろしくお願いいたします。
議長	他に御意見、御質問等はよろしいでしょうか。 それでは、議題(1)について、開催要領に基づき採決を行います。 議題(1) 災害拠点病院の地域災害拠点病院の指定に向けた進め方について、説明のとおり承認とすることに賛成の方は、挙手願います。
議長	【賛成者 挙手】 ありがとうございます。挙手全員と認めます。 よって、本議案は、全員一致で事務局案が承認されました。 これをもちまして、議題を終了させていただきます。
議長	次に、報告事項(1)の愛知県地域保健医療計画別表に記載されている医療機関名の更新について、事務局から説明してください。
事務局 (清須保健所課長補佐)	報告事項(1)の愛知県地域保健医療計画の別表に記載されている医療機関名の更新について、資料2-1を御覧ください。 愛知県地域保健医療計画の別表に記載されている医療機関名は、随時更新されており、最新の更新は令

和 6 年 12 月 3 日現在の情報に基づいています。

1 のがん医療の体系図に記載されている医療機関名についてですが、がん診療連携拠点病院等には、都道府県がん診療連携拠点病院、地域がん診療連携拠点病院及び愛知県がん診療拠点病院が含まれており、各病院の名称の後に記号で区別されています。また、がん医療を提供する病院とは、医療情報ネットの調査に基づき、部位別に年間手術 10 件以上を実施している病院を指します。

今回、がん診療拠点病院等として、一宮西病院が、がん医療を提供する病院として、肝臓がんで山下病院が追加されたものです。

続いて、2 の脳卒中の体系図に記載されている医療機関名についてですが、高度救命救急医療機関は、救急対応専門医師数や脳神経外科医師と神経内科医師の在籍状況に基づいて指定されています。また、脳血管領域における治療病院とは、特定の脳外科手術を実施している病院です。さらに、回復期リハビリテーション機能を有する医療機関も記載されており、今回、回復期リハビリテーション病棟の届け出がなく、脳血管疾患等リハビリテーション料を算定している病院部分に、国井病院及び上林記念病院が追加されています。

続いて、4 の精神救急科の体系図に記載されている医療機関名についてですが、精神救急科に記載されている医療機関は、尾張 A、尾張 B、三河地域の 3 ブロックに分けられており、本圏域においては尾張 A ブロックとなります。今回の変更箇所については、当圏域の関係ですと、いまいせ心療センターの統合に伴う閉院により削除されたものです。

続いて、6 の災害医療の体系図に記載されている医療機関名についてですが、災害拠点病院に稲沢市民病院が追加されたものです。

続いて、7 の新興感染症発生・まん延時における医療の体系図に記載されている医療機関名についてですが、この体系図は、今回の保健医療計画に追加されたものです。体系図では新興感染症が発生し、まん延した場合において、医療提供体制を整えている医療機関が記載されています。

	続いて、9 の周産期医療の体系図に記載されている医療機関ですが、正常分娩等軽度な場合の地域周産期医療施設において、てしがわらレディースクリニック及び足立産婦人科が分娩を実施している医療機関の追加に伴う、検診のみを実施している医療機関からの削除、また、つかはらウィメンズクリニックの追加となります。 続いて、13 の多様な精神疾患等に対応できる精神科医療機関名についてですが、(1) 各精神疾患に対して専門的治療を実施している精神病床のある病院の項目の内、専門療法の区分 2 のうつ病・躁うつ病、双極性障害が、双極症に変更され、専門的治療の内、発達障害に神経発達症が追記されました。なお、病院一覧からは、いまいせ心療センターが、統合に伴う閉院により削除されたものです。 以上が修正箇所となりますが、資料 2-2 が今回の修正点を反映された医療計画に記載されている医療機関名の一覧となります。説明は以上です。
議長	ただ今の説明について、御意見、御質問等がございましたら、お願いします。よろしいでしょうか。
議長	次に、報告事項(2)の病床整備に関する考え方について、事務局から説明してください。
事務局 (清須保健所課長補佐)	報告事項(2)の病床整備に関する考え方についてです。資料 3 の一般病床及び療養病床の病床整備に関する考え方を御覧ください。 本県の病床整備は、愛知県病院開設等許可事務取扱要領に基づき、愛知県医療審議会医療体制部会及び各構想区域の地域医療構想推進委員会の意見を聴いたうえで行われています。これまで、全ての構想区域が病床過剰地域であったため、原則として増床を伴う病床整備は認められていませんでした。しかし、令和 6 年 3 月に策定された愛知県地域保健医療計画に基づく新たな基準病床数により、多くの構想区域が非病床過剰地域になりました。これにより、今後の病床整備については、真に必要とされる病床整備を進めることとしています。

今年 8 月に開催しました第 1 回の本会議において、病床整備計画のスケジュール案の中で、非病床過剰地域になったことを説明していますが、その後、県医療審議会医療体制部会で病床整備に関する考え方が示されました。

1 つ目として、地域医療構想の必要病床数と整合性を図るため、構想区域における病床整備数については、原則として基準病床数又は地域医療構想における必要病床数のいずれか少ない方とし、資料を 1 枚おめくりいただきまして、表になりますが、上から 4 つ目の尾張西部医療圏を見ていただくと、3 列目の令和 6 年 9 月末現在の既存病床数の計が 3,522 床、これと列が 1 つとびまして、5 列目の 2025 年の病床必要量、医療構想での必要病床数である 3,922 床です。

当区域は 2 列目にあります保健医療計画の基準病床数 3,979 床と比べて、医療構想の方が必要病床数の少ない区域ですので、既存病床数 3,522 床を差し引きして、その隣列の△400 の 400 床が病床整備可能数になります。さらに、資料の隣の表になりますが、上から 4 つ目の尾張西部構想区域での高度急性期、急性期等の病床機能別にみますと、資料の差引欄のところになります△の数字が病床の不足している機能になりますので、高度急性期△238 床、回復期及び慢性期において病床が不足していますが、高度急性期については、計欄の(A) + (B)の病床過剰の急性期を合わせると過剰となるとの考え方から、回復期と慢性期を対象に、構想区域において不足する医療機能に係る病床の整備を対象とします。

ただし、必要病床数が基準病床数を下回る構想区域において、必要病床数以上基準病床数以下で病床を整備する場合や構想区域において不足する医療機能以外の医療機能に係る病床を整備する場合には、その必要性について慎重に検討を行うことが求められています。

2 つ目ですが、地域医療構想推進委員会で協議を行う際には、地域医療構想の達成に向けた医療連携が十分図られるよう、事前に県病院団体協議会の幹事病院が各構想区域で開催する協議会等において、今後の役割や医療機能、医療従事者の確保等について説明を行

	うよう病床整備計画者に求めます。特に、医療従事者の確保については、当該構想区域の状況を勘案し、確保の実現可能性及び地域の医療提供体制に及ぼす影響について十分協議を行うことが重要です。 3つ目ですが、診療所については、原則として医療法施行規則第1条の14第7項に該当する小児、周産期、救急等の病床を整備することとし、医療法第7条第3項による許可を受けることを要しない診療所の手続きによるものとします。 最後に4つ目ですが、病床整備計画の協議に当たっては、愛知県病院開設等許可事務取扱要領に基づき、病床整備の必要性、確実性及び成熟性等を考慮した計画であることが求められます。説明は以上です。
議長	ただ今の説明について、御意見、御質問等がございましたら、お願いします。よろしいでしょうか。
議長	次に、報告事項(3)の愛知県がん診療拠点病院の指定について、事務局から説明してください。
事務局 (清須保健所課長補佐)	報告事項(3)の愛知県がん診療拠点病院の指定についてです。報告事項(1)の愛知県地域保健医療計画別表の更新でも報告しましたが、資料4の愛知県がん診療拠点病院の指定等についてを御覧ください。 愛知県では、がん患者の診療体制を充実させるため、がん診療拠点病院が指定されています。この拠点病院は、がん治療の専門的な知識と技術を持つ医療機関が指定され、地域のがん患者に対して高水準の医療サービスを提供する役割を果たしています。 指定された病院は、最新のがん治療技術や設備を備え、専門医や看護師がチームを組んで診療にあたります。また、患者やその家族に対する相談支援やがん予防、早期発見の啓発活動も積極的に行っています。 今回、愛知県がん診療拠点病院として、一宮西病院が指定された旨について、本圏域保健医療福祉推進会議に対し通知があったものです。説明は以上です。
議長	ただ今の説明について、御意見、御質問等がございましたら、お願いします。よろしいでしょうか。

議長	確認ですが、新規に指定を受けたということによろしいですか。
事務局 (清須保健所課長補佐)	そのとおりです。
議長	他に御意見、御質問等はよろしいでしょうか。 次に、報告事項(4)の尾張西部構想区域地域医療構想推進委員会の状況について、事務局から説明してください。
事務局 (清須保健所課長補佐)	報告事項(4)の尾張西部構想広域地域医療構想推進委員会の状況について、まず、資料5の令和6年度第2回尾張西部構想区域地域医療構想推進委員会について御報告します。 この会議は令和6年10月29日に開催されました。報告事項としましては、2025年に向けた地域医療構想の進め方における推進区域及びモデル推進区域の設定等について、令和5年度病床機能報告結果を含む地域医療構想の現状について、病床整備計画のスケジュールの予定について、医療機器の共同利用についての以上4項目の報告がありました。 次に、資料6の令和6年度第3回尾張西部構想区域地域医療構想推進委員会について御報告します。 この会議は令和6年12月26日に開催されました。議題としまして、愛知県外来医療計画に関する部分の地域で不足している外来医療機能の予防接種に関する検討について、愛知県外来医療計画において、地域で不足している外来医療機能に関する検討を全ての医療圏で行うと定められているため、既に検討を行った初期救急医療、在宅医療、公衆衛生医療の学校医及び産業医以外の予防接種の公衆衛生医療の現状について協議を行い、予防接種は地域で不足していない外来機能として医療機能の位置付けを決定しました。 続いて、報告事項ですが、非稼働病棟の現状について、令和6年度の地域医療構想推進委員会の進め方について、地域医療構想達成に向けた具体的対応方針の一部改正について、医療機器の稼働状況についての以

	上4項目の報告がありました。説明は以上です。
議長	ただ今の説明について、御意見、御質問等がございましたら、お願いします。よろしいでしょうか。
議長	それでは、事務局、その他として何かありますか。
事務局 (清須保健所次長)	事務局から1点申し上げさせていただきます。 本日、令和6年9月30日現在の既存病床数の資料、がんに関するリーフレットの資料、2024年度清須保健所事業概要、令和6年度尾張福祉相談センター事業概要及び一宮児童相談センターの児童相談のあらまし令和6年度版の5種類の資料を配付させていただいています。 こちらの配付資料につきましては、お帰りになられてから、お時間のある時に、御覧いただければと思います。また、疑問点等ございましたら、それぞれの行政機関の清須保健所、一宮市保健所、尾張福祉相談センター、一宮児童相談センターまで連絡いただければ、御説明させていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。以上です。
議長	出席委員の方々から他に何かございましたら、よろしくお願い申し上げます。よろしいでしょうか。
議長	他に御意見等もないようですので、これをもちまして、議事を終了させていただきます。 皆様の御協力により、議事が円滑に進みましたことを御礼申し上げます。ありがとうございました。 それでは、事務局へ進行を戻します。
事務局 (清須保健所次長)	ありがとうございました。閉会にあたりまして、清須保健所長からごあいさつ申し上げます。
事務局 (清須保健所所長)	本日は皆様どうもありがとうございました。 議事につきまして、円滑に進みまして、災害拠点病院の件につきましては、今後、地域で協議を進めていただきますようお願いいたします。 皆様方には、今後ともこの地域の保健医療福祉の推

事務局 (清須保健所次長)	進に関しまして、引き続き御支援、御協力いただきますようお願いいたしまして、簡単ではございますが、閉会のお礼のあいさつとさせていただきます。 本日はどうもありがとうございました。 ありがとうございました。会議の冒頭に申し上げましたが、本日の会議の公開部分の内容につきましては、後日、会議録として愛知県のホームページに掲載することになっていますが、掲載内容につきましては、事務局が作成したものを、事前に発言者の方に御確認いただくことにしていますので、事務局から連絡があった場合には、御協力くださるようお願いします。 これをもちまして、令和6年度第2回尾張西部圏域保健医療福祉推進会議を終了させていただきます。 本日はありがとうございました。
--------------------------	---